

業 務 委 託 契 約 書

栃木市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、栃木市キャッシュレス決済ポイント還元事業（以下「本業務」という。）の実施に係る業務委託に関して、次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は、本事業に関する以下の各号の業務（以下「本業務」という。）を乙に委託する。

- (1) 事務局の設置・運営
- (2) 対象店舗の選定にかかる業務
- (3) 決済ポイント還元
- (4) 利用者への事業周知及び支援
- (5) 対象店舗等への事業周知及び支援
- (6) 広報物の製作及び配布
- (7) コールセンターの設置・運営
- (8) 対象店舗及び消費者からの問い合わせ対応
- (9) 事業実施結果の分析とデータの管理

2 本業務の具体的な内容及び実施日程は、本契約に添付する仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

3 本業務の契約期間は、本契約の締結日から令和8年3月19日までとする。

（本業務の実施）

第2条 乙は、委託契約締結日から7日以内に本業務に着手しなければならない。

2 乙は、仕様書の定めに従い、本業務を実施する。

（実施報告）

第3条 乙は、本業務が終了した場合は、仕様書の定めに従い、本業務の成果を記載した事業報告書を作成し、甲に提出する。

2 甲は、前項に基づき乙から事業報告書を受領した場合は、速やかに事業報告書の内容を確認する。

3 本業務は、甲が前項の事業報告書を異議なく受領した時に完了する。

（保証）

第4条 乙は、第三者の著作権、所有権その他の権利を侵害することなく本業務を実施することを甲に保証する。ただし、仕様書又は甲の指示に基づく部分については、この限りではない。

2 乙は、前項の保証に違反して第三者から何らかの申立てがなされた場合は、自己の責任と費用負担により当該申立てを解決する。

(委託料)

第5条 甲が乙に支払う本業務遂行の対価（以下「委託料」という。）は、仕様書規定の事務委託料〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）に、本業務を通じて利用者に付与したポイントに相当する金額の合計額とする。

2 乙は、本業務の完了後、前項により算出した委託料の請求書を甲に提出する。

3 甲は、前項による請求書の提出を受けたときは、請求日の属する月の翌月末までに委託料を一括で支払う。なお、振込みに係る手数料は、甲の負担とする。

(解除)

第6条 甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告後も当該違反を是正しない場合は、相手方に書面で通知することにより、本契約の全部または一部を解除することができる。

2 前項に基づく本契約の解除は、解除者から被解除者に対する損害賠償請求を妨げない。

(本契約終了後の措置)

第7条 乙は、本契約が本業務の実施期間の満了前に終了した場合は、その終了までに実施した役務を甲に報告し、また、その終了時までに制作した成果物を甲に引き渡す。

2 本契約が終了した場合であっても、第4条、第6条第2項、本条、第8条から第11条までの定めは、引き続き有効に存続する。

(秘密保持等)

第8条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

3 乙は、甲の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた資料等（委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、本契約の履行において自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

(協議解決)

第10条 本契約に関して疑義が生じた事項又は本契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ妥当な解決を図る。

(紛争の解決)

第11条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む。）については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

以上、本契約の成立を証して本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 栃木県栃木市万町9番25号
栃木市
市長 大川 秀子

乙 ○○県○○市○○○○
株式会社×××
代表取締役 △△